



しまねタイムズ

himane times

Vol.44 2025.5



全国健康保険協会
協会けんぽ
島根支部

島根支部加入者数:約22万人
事業所数:約13,000事業所

被保険者の方が対象

【協会けんぽ島根支部主催】

中・西部地域の検診車による 生活習慣病予防健診のご案内



協会けんぽ島根支部では、生活習慣病予防健診の予約が取りづらい県中部、西部地域において、検診車による生活習慣病予防健診を実施しております。

令和7年度は、以下の日程にて実施いたしますので、ぜひ、ご利用ください。



協会けんぽ島根支部
キャラクター
しまめちゃん

健診実施機関 島根県環境保健公社(浜田支所)

予 約 方 法 右記二次元コードでつながる
問い合わせフォームから予約するか
健診実施機関へ直接お電話ください。

予約はこちら↓



健診実施機関 TEL:0570-085-111

ナビダイヤル:浜田支所「3」
(受付時間 平日9:00-12:00、13:00-17:00)

開催日	会 場	実施時間	申込期限
7/17(木)	益田商工会議所(益田市)	8:30~11:00	開催日の2週間前まで
7/21(月・祝)	サンマリン浜田(浜田市)	8:30~11:00	
7/22(火)	島根中央地域職業訓練センター(大田市)	9:00~11:30	
8/21(木)	江津市地場産業振興センター(江津市)	9:00~11:30	
8/28(木)	六日市基幹集落センター(吉賀町)	8:30~11:00	

※【中部・西部地域】検診車による生活習慣病予防健診の健診項目等に関する詳細については、右記の二次元コードから協会けんぽ島根支部ホームページをご確認ください。



事業者健診(定期健康診断)結果を ご提供ください

協会けんぽ島根支部では、事業主の方に事業者健診(定期健康診断)を受診された方の「健診結果」のご提供をお願いしています。

ご提供いただいた「健診結果」は、加入者の皆さまの健康増進に向けて、受診者ご本人の保健指導・健康相談や個人を特定しない形での統計調査分析に使用します。

なお、事業主の方が協会けんぽに対して健診結果を提供することは、「高齢者の医療の確保に関する法律」「健康保険法」により義務付けられていますので、個人情報保護に関する法律に抵触するものではありません。

提供方法等については、右記の二次元コードからご確認いただけますので、ご協力をお願いいたします。



事業者健診とは

労働安全衛生法に基づいて、事業所が従業員に行うことが義務付けられた定期健診のことです。

※協会けんぽの「生活習慣病予防健診」を受診された方は、ご提供いただく必要はありません。

事業者健診結果
データ提供の詳細は↓



協会けんぽの重症化予防 (未治療者への受診勧奨)事業について

協会けんぽ島根支部では、健康診断の結果において、血圧値、血糖値、LDLコレステロール値が一定の基準を超える加入者の方に対して、生活習慣病の重症化及び合併症の発症を予防することを目的として、医療機関を受診していただくためのご案内(未治療者への受診勧奨)を行っています。

対象者の方には、概ね健診受診の半年後にご自宅へ文書にてご連絡させていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

事業の詳細は↓



整骨院・接骨院にかかるときはご注意ください

整骨院・接骨院(柔道整復師)にかかる場合、健康保険の対象となる時は、協会けんぽから「療養費」として費用の一部が支払われます。しかし、整骨院等の治療には、健康保険の対象とならない場合があります。

健康保険の対象となる場合

- 急性などの外傷性打撲、捻挫、および挫傷(肉離れなど)、骨折、脱臼

※骨折、脱臼については、医師の同意が必要です(応急処置を除く)



健康保険の対象とならない場合

- 単なる肩こり、筋肉疲労
- 慰安目的のあん摩、マッサージ代わりの利用
- 病気(神経痛、リウマチ、五十肩、関節炎、ヘルニアなど)からくる痛み、こり
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 過去の交通事故等による後遺症
- 症状の改善の見られない長期の治療
- 医師の同意のない骨折や脱臼の治療(応急処置を除く)
- 仕事や通勤途上におきた負傷



柔道整復師(整骨院・接骨院)にかかる場合の注意事項

1. 負傷の原因を正しく伝えましょう
2. 療養費支給申請書の内容をよく確認し、委任欄は必ず自分で記入しましょう
3. 領収証をもらいましょう
4. 治療が長引く場合は、一度医師の診断を受けましょう
5. 「ついでに他の部位も」「家族に付き添ったついでに」といった「ついで」の受診は支給対象外です。



協会けんぽから治療内容についてお尋ねすることがあります

協会けんぽでは、柔道整復師の請求について、健康保険の対象とならない治療の請求や不適切な請求が行われていないかどうかの調査をする場合があります。

適正な支払いに調査が必要と判断した場合、協会けんぽから施術を受けられた方に対し、電話または文書で「負傷原因」「治療年月日」「治療内容」などを照会させていただくことがあります。

照会の際は、お送りする回答書の記入にご協力いただきますようお願いいたします。

 **全国健康保険協会 島根支部**
協会けんぽ

〒690-8531 松江市殿町383 山陰中央ビル2階

 **0852-59-5139**

受付時間 8:30~17:15 (土・日・祝日・年末年始を除く)

「しまねタイムズ」
バックナンバー



公式LINE
友だち募集中!



毎月1回発行・無料

**メールマガジン
「くにびき☆通信」**

健康保険や健康づくりに関する
タイムリーな情報をお届け

メルマガ登録

